

岸 大介 活動報告

Vol.17

2024.新春

区民をないがしろにする
“無責任”と闘う！

DAISUKE KISHI

https://kishidaisuke.com

毎
週
金
曜
日

目黒区議会議員 岸大介

区民をないがしろにする
“無責任”と闘う！

目黒区議会議員
無所属

岸 大介

岸 大介 プロフィール

1973年 長内医院にて生まれる
1986年 トキワ松学園小学校 卒業
1992年 秀明学園高校 卒業
1998年 東北芸術工科大学 デザイン工学部 卒業
2003年 NY市立大学ハンターカレッジ 経済学部 卒業
2005年 コロンビア大学 SIPA国際・行政学大学院 卒業 行政学修士
2007年 会社員、政党職員(本部国際局・都議会政策調査会等)を経て
2017年 衆議院議員(元復興副大臣、元文部科学大臣)政策担当秘書
2018年 帰郷後 地域の活動を始める。
2019年 目黒区議会議員 初当選(～現在2期目、活動中)

その他

防災語学ボランティア(英語)、防災士、
消防団所属(特殊技能団員：大型車・特殊重機・危険物取扱い)

個人・嗜好

家族：妻、息子、ネコ
趣味：社交ダンス(ジルバ)、Perfume(アーティスト)、四国遍路、
城址城跡・古銭湯巡り
好きな食べ物：蕎麦、カレー、牡蠣、無花果、純米酒
好きな歴史上の人物：仁科盛信(武田勝頼公実弟)、
河井継之助(長岡藩家老)
好きな言葉：明日、世界が減びるとしても 今日、君はリンゴの木を植える

連絡先：岸 大介
住 所：〒152-0033 目黒区大岡山1-13-10-1F
T E L：090-3360-3286 F A X：3724-1941
Email：info@kishidaisuke.com

個人献金のお願い

私の考えに、お力をお貸しください！
貴方様のご献金をお待ち申し上げます。(1口/5000円より)

郵便振替 00120-6-487566
みずほ銀行 大岡山支店 普通 2339974

振込先

https://kishidaisuke.com

謹賀新年

平素は岸 大介の議会活動にご支援、ご協力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

会派を組んでの活動をはじめて半年が過ぎました。かつての様に賛成・反対、乗る・乗らない等を、勝手気ままに態度表明する事が難しくなりました。残念である反面、組織に属するという現実・責任を痛感しております。一方で、区政策への要望等を反映させるダイナミズムとスピード感、経験の蓄積という点では全く次元の異なる様相に、仕事のし易ささえ感じております。この良い意味での「しがらみ」と、自分の世界観をどこまで一致させてゆけるのか、まだまだ一兵卒ではありますが、挑戦し続けねばなりません。

私事、2歳になる倅の保育園への朝の送迎に昨今は時間をとられてしまい、無沙汰してしまっております。本日、リフレットをお届け致します。岸の活動報告の一端とさせて頂ければ幸いです。勝手ながら、貴方様のご多幸を祈念致しております。

令和五年 新春

目黒区議会議員

岸 大介

3つの基本姿勢

子供世代にツケを残さない！ スジを通す！ フェアな世をつくる！

活動報告 冬の4大トピック

●秋の区議会 決算特別委員会にて副委員長を拝命しました。



秋の区議会 決算特別委員会にて副委員長を拝命致しました。延べ7日間、総数では500問にも及ぶ質疑の運営に尽力致し、令和4年度決算が認定されました。

●冬の間議会 本会議にて“一般質問”を行いました。



会派を代表した、初一般質問に立ちました。



Youtube岸大介チャンネルで会派を代表した、初一般質問の動画を公開しておりますので、ご覧ください。

●生活福祉委員会の視察で倉敷市・尾道市・今治市に伺いました。



長距離バス移動の過酷な視察でした。他市の先進的な取り組みを本区政に取り入れられるかという視点が肝要。視察報告はレポートに。岸は今治市の“共創型支援”政策を担当・意見交換をする。

概要は岸大介Instagramをご覧ください。



今治市役所前にて

●今治市役所前にて



河野 洋子 会派(自由民主党目黒区議団・区民の会) 幹事長と質疑前の綿密な打合わせ。

●秋のお祭りには家族で参加させて頂きました。



緑が丘弁天会 最後の神輿渡御



緑栄会 神輿渡御



平町商店街 支援者と



碑文谷町会 山車を引かない倅



油面睦 水掛け渡御

WEB・SNSでも活動を発信しております

Web



Facebook



Instagram



Youtube



冬の議会 本会議にて“一般質問”を行いました。

1 スクールゾーンの交通安全確保と通行規制について

令和元年の事でしたが、小学校午前5時間授業制への変更に伴い、スクールゾーンの通行規制の時間帯を“7：45～8：45”へと変更したエリアがありました。碑文谷・目黒両警察署含めて、関係当局間で調整をし、規制を現状に合わせたの改変でありましたから、中々に手こずりました。当時言われていたのは、その軌道修正の途上、改変するにしても書式立った筋道が確立して無いとの事でありましたから。その後の整理含めて、評価・検証をどの様に行ったのか？また通学路の交通安全対策として、2警察署との連携に関しては、どの様な関係を構築為され、現行の通学の安全を担保されているのか？伺います。

《再質問》 通学時間帯における安全・安心の確保には学校、PTA、近隣住民、そして関係所管が一体となって、労力をかけて守られております。黄色い旗をもって道路で通行の補助を行って下さるのは、交通安全擁護員はじめ、近所のボランティアさんであったり、町会活動の一つであったりする。また通行規制に使う水色の馬“バリケード”にしても、日々の出し入れという観点から考えれば、地域住民のお力に依存し、協力を仰がなければ成り立ちません。行政から願う事が現実として難しければ、自発的な有志ボランティアを獲得する為にはどの様な仕掛けをしているのか、考え方を伺います。

一方で、プロパーの治安維持の仕掛けの一つが、“青パト”ですが、所謂、取り締まりが出来る訳ではありません。防犯・違反抑止効果への期待と、監視としての役割であります。先般、通行規制がかかっている時間帯に入り込む車両について、ご相談を頂きました。例えばそれが、一過性のモノであれば、注意の呼びかけで済む事です。しかし、一方通行等の本来の通行規制に加えて、時間帯通行規制が重なると、袋小路になってしまう箇所が発生してしまうケース、つまり規制の表示が不親切なケースも発覚致しました。本来であれば「この先スクールゾーン、時間帯規制アリ」等と、袋小路に入ってしまう手前に、表記を示さなければ適切とは言えません。それに付随してですが、悪質な場合、時間帯規制破りの常習や、一方通行を逆走するケースも見受けられました。更に酷いケースでは、バリケードを設置しているにもかかわらず、車から降りてきて撤去して車両を乗り入れてしまう、過激なドライバーもいらっしゃる。時間帯通行規制破りは、れっきとした交通違反であります！

先般、私自身も現場に赴いて、違反者にお声がけしようと思ったら、猛スピードで走り去ってしまった。また、「地元民です！」等と言って、自称地元民のドライバーが、悪びれる様子も無く、走り抜けてゆく。反対に、ボランティアで立って下さっている若いご父兄の方の義侠心が行き過ぎてしまって、規制を破るドライバーと口論沙汰になった事もあったと承知しております。一つの対策として、校長先生が時折、朝の通学時間に校門前に立って下さっている学校もありますが、白いYシャツ姿の50台の男性ですと、中々目立つモノでもありません。先ずは、パトロール灯を炊いた車や、見るからに防犯法規関係者と分かる、目立つ装いの方が居らっしゃるだけで随分違いますから。青パトに関しては巡回だけではなく、特にスクールゾーン、規制時間帯に侵入する車両が多い箇所、事故やトラブルになりかねない、危ういホットス

ポットには、駐停車して等の運用を、フレキシブルに期待する事は出来ないものか？また、ルールを常習的に逸脱する車両に対して、出来る対応策を伺います。

（区長答弁） 関係機関の連携に関しましては、令和3年5月に改定した第10次区交通安全計画のもと、子供を対象とした交通安全対策を重点事項に揚げ、安全で快適な道路環境の整備に取り組んでおります。教育委員会、道路管理者、警察、学校関係者が安全点検を行う推進体制を構築し、安全の確保に努めております。通学路における路面標示、歩行者や自転車のストップマーク、カラー舗装の整備についても効果的な対策を協議しております。青パトに関してのご指摘は、全くその通りであるものの、現状2台体制で区内全ての学校を同じ時間に見回っており、例えばその1台が1カ所に留まるとなると、その他地域をもう1台でカバーせざるを得ず、通報や緊急案件等、機動性の確保が難しくなってしまう。また現在は大体5,000万位の経費を一般財源から充当させているが、全体のコストを含めて考えないと議論はし辛い。とはいえ、子供の安全・安心はお金に代えられない訳ですので、今後の宿題としてお預かり致します。

（教育長答弁） スクールゾーンを含む通学路の安全確保については、継続して危険箇所点検を実施しており、関係機関とも連携して対応しております。40分授業、午前5時間制を導入した小学校においては登校時間が早まった事から、規制時間の変更が都交通安全委員会により為されました。今後、スクールゾーンの規制時間の変更の必要が生じた場合に備え、変更手続きの流れや書類作成例をマニュアル化して各校にお示ししており、また当面の安全確保の為には、要望により人員の配置を行っております。一方で、規制時間帯における進入車両は課題として捉えており、関係機関との一層の協力が必要と考えております。バリケードの設置や子どもたちの見守りには、関係者はじめ地域の方々には改めてこの場で感謝申し上げたい。ただ、今後もコミュニティだけに頼り続けてゆくのは難しいという認識は持っております。国も学校を核とした地域力強化プランを打ち出しており、その中で、例えば防犯の知識を備えたスクールガード・リーダーの育成・活動支援等も示されております。教育委員会としても、諸課題解決を図ってゆく時期に来ているものと認識を持っておりますので、今後、具体の検討を進めてゆきます。

2 学校施設の使用見直し計画について

学校施設の使用見直しという事では様々な論点があるものの、令和4年10月決定の「貸室のあり方見直しの基本的な考え方」のもと、整理されてゆくと理解しております。令和7年度開始に向けて、ルールの変更・設定の検討状況、課題整理の進捗を伺います。併せて、学校解放・利用の動向に関しても伺います。また、「公の施設使用料の見直し方針（案）」では、適切な“受益者負担”のもと、システム導入等で業務の効率化を促進する。との事ありますが、何故今それなのか、受益者負担の意図する、根本的な考え方を伺っておきたいと思います。

（再質問） 学校施設にはグラウンド、体育館、プールはもとより、図書館、図工室、音楽室、家庭科室等が常設されており、施設面で比べれば、例えば近隣の児童館や住区センターと比べても、遙か

に充実している。災害時には、指定解除が無い限り、地域避難所に指定されておる事を鑑みても、施設として優れている証左であります。またこれは全国どこの地域に行っても同様であります。スポーツ基本法第13条、学校教育法第137条、社会教育法第44条^(※1)^(※2)^(※3)等の各条文から参照すれば、区有施設たる学校は、スポーツ振興や教育の観点だけで論議される性質のものではなく、つまり施設の公共性、教育プラス“α”の部分の促進させる意味合いが強く意識され、明示されている。これまで学校施設に関しては、どこか踏み込みにくい様相であった訳ですが、この施設の面で充実した建物を、もっと地域コミュニティーの為に使える様な方向に考え方を発展させられないものか？もし学校施設そのものが、地域住民や高齢者さえも使う事の出来る、学習やスポーツ、文化交流の場と成り得るのであれば、学校そのものが地域社会を大きく変える可能性を含む仕掛けになるのではないかと？子供が使っていない、教育活動が稼働していない、今現在は無人状態のスペースを何かしら活用するという試み、及び資産稼働率を上げるとする視点は、今後、益々必要な視点になって来ると思います。各地域の実情を配慮しながらも、施設そのものが教育の枠を超えて区の公共財産として、利用の可能性を広げてゆくことが出来ないものか？伺います。学校が教育の場である以上、様々な課題があるとは思いますが、既成概念に囚われない、可能性を検討すべき時期であると思うが、如何でしょうか？

（区長答弁） 学校施設の使用見直しの方向性については、令和7年度開始に向けて検討している状況です。使用料については、学校施設の更新に伴う周辺施設のとの複合化により、地域に向けて開かれた空間となつてゆく事、更に施設更新の財政負担に対しても留意してゆく必要がある事から、適切な受益者負担を導入する事としております。また、区民団体が公平かつ平等に学校施設を使用できる為の、新たな規定整備を進めている所であります。目的外使用申請の例としては、地域のコミュニティ利用や、近隣保育園の運動会といった事業があげられますが、他方でスポーツ活動団体も多く含まれ、申請に対する事務対応が職員の負担となっております。その為、令和7年度からは、目的外使用による定期的なスポーツ利用を、団体開放に移行する事で整理してゆきたい。また、利用者自らがスマートフォンやPC等での利用申請、事務処理の効率化としては施設の予約及び収納管理を一元的に行える様、システム改修を急いでおります。尚、従前通りのアナログ利用も可能となる様、配慮致しております。学校施設そのものについては岸議員の仰る通りで、地域のコミュニティの中核であります。そういう事もあって住区の会議室であったり、老人いこいの家であったり、児童館学童クラブと併設してゆく。それはの地域コミュニティの議論の延長線上にあるものと思っております。また議員が参照された法律の条文でも記載されている様に、「教育に支障のない」という、本来の視点も念頭に入れながら、24校の学校建て替えに繋げてゆきたいと思います。

※ことば （※1）スポーツ基本法第13条：公立学校の設置者は、その設置する学校教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツの為の利用に供する様、努めなければならない。（※2）学校教育法第137条：学校教育上支障がない限り、学校には社会教育に関する施設を附置し、又は学校施設を社会教育その他公共のために利用させる事が出来る。（※3）社会教育法第44条：公立学校の管理機関は学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育の為に利用に供するように努めなければならない。